

介護給付適正化情報は、事業者の適切なサービス提供による給付の適正化を促すため、事業所の運営、介護報酬の算定、各種手続き等について、情報発信しておりますので、参考にしてください。

適切な頻度での研修の実施について

事業所で実施している各種研修について、実施回数の誤認や実施記録の不備が多く見られます。事業所種別により必須とされている研修や実施回数が異なりますので、改めて各事業所で御確認いただき、計画的に実施してください。また、研修の参加者が分かるように必ず記録を残してください。

その他、加算要件に必要な研修や職員新規採用時などの研修についても必ず実施してください。市の運営指導でも実施状況について必ず確認しますので、実施記録や研修資料などの整理に御協力ください。

☆：全事業所対象

- ①身体拘束等適正化のための研修
- ②業務継続計画に係る研修☆
- ③感染症及びまん延防止のための研修/感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修☆
- ④事故発生の防止のための従事者に対する研修
- ⑤虐待防止のための研修☆

運営推進会議の開催について

事業所で実施している運営推進会議について、実施回数の誤認や実施記録の不備が多く見られます。事業所種別により必須とされている実施回数が異なりますので、改めて各事業所で御確認いただき、定期的実施してください。

また、事業所として報告、評価、要望、助言についての記録を作成し、公表しなければならないとされています。これらの要件を必ず遵守してください。

- ◆おおむね6か月に1回以上：地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護
- ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、介護・医療連携推進会議として開催

- ◆おおむね2か月に1回以上：小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

高額介護（予防）サービス費の支払い方法について



高額介護（予防）サービス費は、大きく分けて2通りの受け取り方法があります。

個人払い

➡通常は、被保険者本人の口座（※1）へ支払いを行う方法が基本となります。

受領委任払い

➡小樽市内の介護保険施設に入所されている方に限り、被保険者から当該施設への受領委任払いの委任状を小樽市へ提出することで、当該施設の口座へ支払いを行う受領委任払いを行うことが可能です。

（※1） 本人の口座へのお振り込みが困難な事情がある場合は、申請書に受領先を委任する旨の記載を行い提出することにより、届け出のあった受任者の口座へ支払いを行うことが可能となります。（受領委任払いとは異なりますので混同しないようご注意ください）

個人払いにおける振込先の委任方法

特定のサービス提供年月のみを指定して委任することはできません。

申請があった時点で、現在未払いとなっている高額介護（予防）サービス費から、今後発生する高額介護（予防）サービス費の支払先全てが申請のあった振り込み先となります。

振り込み先を変更する場合は、変更する振り込み先とした申請書を再度提出する必要があり、変更が適用となるのは原則として振り込み処理が行われていないものからになります。

個人払いにおける振込先の委任についての注意事項

委任先を介護保険施設とする場合、当該施設で発生した高額介護サービス費以外も含めて全ての振り込み先が委任先の施設となります。

そのため、当該施設入所前や入退所となったサービス提供月分の支給が生じた場合は、委任先の施設へ全額支給となることから、必要に応じて当該施設から被保険者に対して振り込まれた費用をお支払いする必要がありますので、この点を御理解の上、被保険者と振り込み先を委任するかの協議を行ってください。

（個人払いではなく受領委任払いにおいては、該当となる施設分のみ支払うことが可能です。）

介護情報基盤とケアプランデータ連携システムについて

国からの通知において「令和10年4月1日までに、全市町村において、介護保険システムから介護情報基盤へのデータ移行も含めて完了し、介護情報基盤の活用を開始することを目指す」こととされております。小樽市の利用開始予定につきましては以下の通りです。

介護情報基盤利用開始予定日：令和9年3月17日（水）

詳細については、小樽市ホームページに掲載していますので、下記のURLから御確認ください。

◆介護情報基盤、ケアプランデータ連携システムについて／小樽市

➡ <https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2026012000027/>

介護計画で多く見られる不備について

① 介護計画の説明、同意、交付に関すること

➡「利用者又はその家族へ説明」し「利用者の同意」を得て「利用者へ交付」しなければならないが、適正に実施していなかったり、記録に残していなかったりするため確認できない
⇒「交付」や「同意」は必ず記録に残しましょう。

② 介護計画の期間との整合性に関すること

➡サービス担当者会議開催日や同意日が介護計画期間の初日を超えている
⇒介護計画期間前にサービス担当者会議の開催や同意を実施ください。

③ モニタリングに関すること ※短期目標を位置付けている場合

➡短期目標に対するモニタリングは行っているが、長期目標に対するモニタリングを行っていない
⇒長期目標と短期目標を設定されている場合は、どちらの目標もモニタリングを行いましょ

④ アセスメントに関すること

➡長期・短期目標を変更する根拠となる、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境についての情報収集や課題の分析（アセスメント）の記録がなく、次回の介護計画を新たな内容に変更していたことが確認された。
⇒目標を変更される際は、「課題の分析」も必ず実施ください。

令和 8.4 月～

「電子申請・届出システム」の原則義務化について

令和 8 年 4 月からは、指定更新申請・変更届・加算届などの提出は厚生労働省の「電子申請・届出システム」を使用してください！

電子申請届出システムを利用するには、**G ビズ ID アカウントの取得が必要**となりますので、まだ取得されていない事業者様は、速やかに取得していただきますようお願いいたします。

これらの電子申請届出に関する内容を小樽市ホームページに掲載していますので、下記の URL から御確認ください。

◆介護事業所の指定申請等に係る「電子申請届出システム」について／小樽市
➡ <https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2025012900016/>

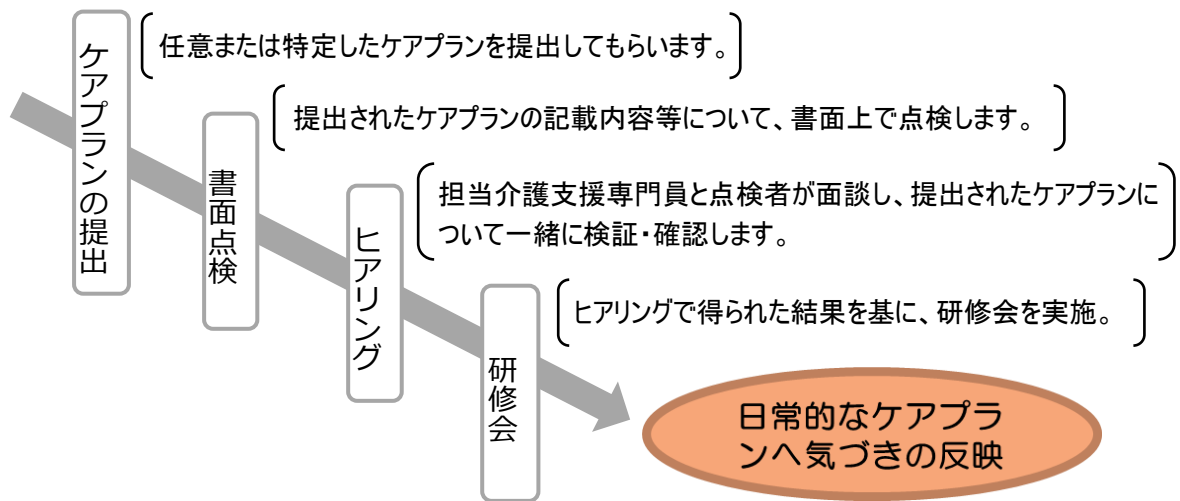


令和8年度のケアプラン点検について

小樽市では平成28年度から介護給付適正化事業として実施し、「自立支援に資するケアプランになっているか」を点検の軸にして、点検者が介護支援専門員と一緒に様々な視点からケアプランを検証しています。

これまでは、居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員を対象としていましたが、令和7年度より認知症対応型共同生活介護事業所の介護支援専門員も対象となっています。

小樽市において点検を行う事業所を抽出し、毎年7月頃に対象事業所へ御案内する予定ですので、本事業に御協力をお願いします。



介護支援専門員や保健師、理学療法士等と一緒にケアプランの内容を確認することで、ケアプラン作成における視点や方法等について、自身の強みや弱みなど多くの「気づき」を得ることができます。一緒に資質向上を目指しましょう！



外部評価・自己評価の 提出はお済ですか？

令和8年3月に実施予定の事業所も多いかと思いますが、評価対象事業所は令和7年度の外部評価・自己評価を**令和8年3月31日までに**実施し、実施後は速やかに市へ結果の提出をお願いします。

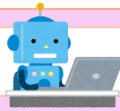
令和8年3月31日までに実施できなかった場合、令和7年度の外部評価・自己評価は未実施として取り扱いますので、御注意ください。

協力医療機関に関する届出 の提出はお済ですか？

認知症対応型共同生活介護事業所と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所については、令和6年度介護報酬改定に伴い、下記のサービス種別の運営基準に協力医療機関に関する規定が設けられました。

年1回の届出については、今年度よりLoGoフォームでの提出で受付けています。

令和8年3月31日までに市への提出をお願いします。



生産性向上推進体制加算について

介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、国では処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進しています。その中で、介護現場における生産性の向上の取組の促進を図る観点から、介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するために令和 6 年度に新設された加算が「生産性向上推進体制加算」です。

【対象施設】 ★→介護予防についても同様のサービス種別

短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス

【算定要件】

<生産性向上推進体制加算（Ⅰ）> 100 単位/月（新設）

- （Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。
- 見守り機器等のテクノロジーを複数（3 種類すべて）導入していること。
- 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
- 1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

<生産性向上推進体制加算（Ⅱ）> 10 単位/月（新設）

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入していること。
- 1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

【委員会における安全対策の検討及び取組状況の定期的な確認について】

委員会では、1 から 4 の事項について必要な検討を行ってください。また、委員会は 3 か月に 1 回以上開催し、当該事項の実施状況を確認し、ケアを行う職員の意見を尊重しつつ、必要に応じて利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組の改善を図ることが必要です。

1 利用者の安全及びケアの質の確保

- ① 見守り機器から得られる離床の状況等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、機器導入後の利用者等の状態が維持されているかを確認
- ② 利用者の状態の変化等を踏まえ、介護機器の活用方法における変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討

- ③ 見守り機器を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定時巡回の実施についても検討
- ④ 介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例の状況を把握し、その原因を分析して再発防止策を検討

2 従業者の負担の軽減及び勤務状況への配慮

実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、介護機器等の導入後における次の①から③までの内容を確認し、適切な人員配置や処遇の改善の検討等を実施

- ① ストレスや体調不安等、職員の心身における負担増加の有無
- ② 職員の負担が過度に増えている時間帯の有無
- ③ 休憩時間及び時間外勤務等の状況



3 介護機器の定期的な点検

- ① 日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設けること。
- ② 使用する介護機器の開発メーカー等と連携し、定期的に点検を行うこと。

4 職員に対する研修

介護機器の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。

また、加算（Ⅰ）を算定するに当たっては、職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等を含む。）による業務の効率化等を図るために必要な職員研修等を定期的の実施すること。

【導入が必要となるテクノロジーについて】

1 見守り機器

利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる、利用者の見守りに資する機器

（※）加算（Ⅰ）の場合、全ての居室への導入（注）が必要。加算（Ⅱ）の場合は、1つの居室への導入でも算定可能。（注）利用者又は家族の意向に応じ、機器の使用を停止する運用は可能。

2 職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器

インカム（マイクロホンが取り付けられたイヤホンをいう。）やビジネス用のチャットツールの活用による職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器 インカム等

（※）加算（Ⅰ）及び加算（Ⅱ）共に、同一の時間帯に勤務する全ての介護職員の使用が必要

3 介護記録作成の効率化に資するICT機器

介護記録ソフトウェア等の介護記録作成の効率化に資するICT機器（複数機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。）

【関連通知等】

- ◆生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について
- ◆「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について」の改正について

シリーズ9 要介護認定！

「えん下」

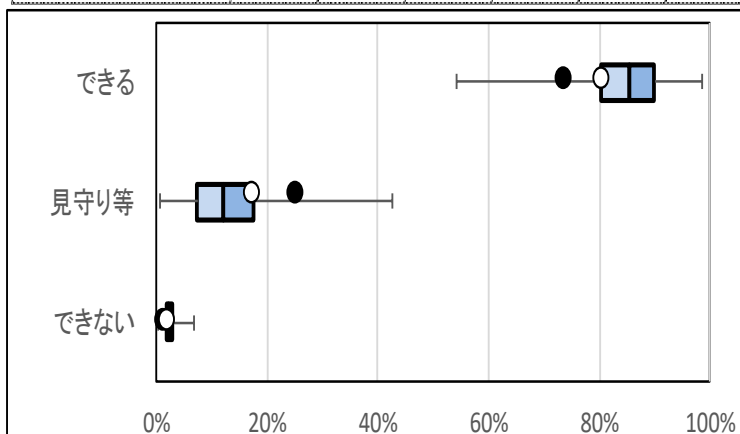


厚生労働省から提供されている要介護認定適正化事業 業務分析データ(R5.4.1~9.30 申請分)より、小樽市の「えん下」の調査項目における「見守り等」の選択率が全国平均と比べ高くなっていることが分かります。「えん下」は食物を経口より摂取する際の飲み込みの能力を評価する項目ですが、「見守り等」の選択率は小樽市 25.0%、北海道 17.3%、全国 13.3%となっており全道、全国と乖離があることが分かります。

この結果が正しい選択に基づいたものであれば問題ありませんが、全国とは偏りがあると認識していただき、今後も適宜「認定調査員テキスト（2009改訂版）」を確認しながら、適正な認定調査を行っていただきますようお願いいたします。

2-3_えん下

選択肢	小樽市		北海道		全国	
できる	2,863	73.5%	103,835	80.5%	2,121,465	84.2%
見守り等	975	25.0%	22,330	17.3%	335,161	13.3%
できない	55	1.4%	2,752	2.1%	61,541	2.4%



500件以上送信自治体				
最小値	第1四分位点	中央値	第3四分位点	最大値
54.1%	80.2%	85.3%	90.0%	98.5%
0.6%	7.4%	12.0%	17.5%	42.8%
0.3%	1.8%	2.3%	2.9%	6.7%

(●が小樽市)

ケアプランデータ連携システムについて

介護現場の業務負担軽減と業務効率化を目的として、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所とのケアプランのやり取りを、オンラインで完結できる仕組みです。厚生労働省推奨の下、国民健康保険中央会が構築・運用しています。

システムを導入すると、計画書（第1表、第2表）や提供票データ（第6表、第7表）など、今までFAXや郵送などでやり取りしていた書類が、システム上でデータのやり取りができるようになり、業務負担軽減につながります。

また、事業所間の請求情報の不一致に繋がりにくい記載ミスも、システム上で未然に防ぐことができるようになり、業務効率化につながります。

詳細につきましては、下記のホームページを御覧ください。

【関連サイト（外部サイト）】

◆ケアプラン連携システムヘルプデスクサポートサイト
<https://www.careplan-renkei-support.jp/>

◆ケアプランデータ連携システム利用状況
<https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsystop>



介護職員等処遇改善加算等 計画書の提出期日について

令和7年度に介護職員等処遇改善加算を算定されていた事業所の皆様で、引き続き令和8年度も加算を算定する場合は、

令和8年4月15日（水）までに計画書を提出することとする予定です。

今回、処遇改善加算が新設されるサービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援等)もありますので、今後国から示される計画書の様式や記載方法を参考にして作成してください。

なお、小樽市への計画書の提出については **LoGo フォームでの提出**をお願いしています。詳細につきましては、今後メールでお知らせいたします。

[発行] 小樽市福祉保険部介護保険課（介護給付適正化事業）

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

TEL (0134)32-4111(内線 484) FAX (0134)27-6711 E-mail / kaigo@city.otaru.lg.jp